

備えあれば憂いなし さまざまな災害の対策を



台風等の気象災害は天気予報によってある程度事前に把握できますが、地震は唐突に起きます。どんな災害がいつ発生しても自身や家族の安全を守れるよう、日ごろの備えが大切です。

地震に備えて住まいを補強しよう

●高齢者・障害者世帯に家具転倒防止器具を取り付けます

家具転倒防止器具を1世帯につき5か所まで無料で取り付けます(住民税課税世帯は器具の代金の1割を負担)。賃貸借住宅など自己所有以外の住宅は、所有者の承諾が必要です。申請方法等くわしくは、市ホームページをご覧いただくかお問い合わせください。



▶対象=△65歳以上の高齢者のみの世帯△身体障害者手帳1級・2級の方、または愛の手帳1度・2度の方がいる世帯(いずれも平成21年度以降に市から家具転倒防止器具の支給を受けている世帯は除く)

問高齢福祉課・内線1474

●木造住宅の耐震化助成制度をご活用ください

昭和56年5月31日までに建築工事に着手された木造の民間戸建て住宅、共同住宅および併用住宅(住宅以外の用途部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満)を所有する方は、無料で受けられる簡易耐震診断のほか、耐震化にかかる費用の2分の1を助成する制度があります。助成の上限は次のとおりです。

▶耐震診断=10万円

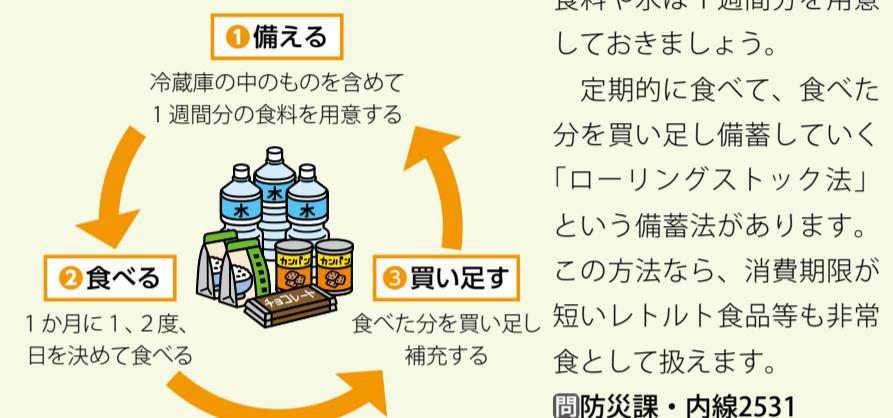
耐震診断の結果、倒壊の可能性があると診断された住宅は▶補強設計・工事監理=10万円▶耐震改修=100万円▶建替え=100万円▶除却=50万円



くわしくは、市ホームページをご覧いただくかお問い合わせください。
問住宅課住宅相談係・内線2562

備蓄品・非常用持出品について考え方

カセットコンロや電池、簡易トイレなどのほか、家庭の状況に応じて、医薬品やベビー用品、ペットの飼料なども備えておきましょう。また、食料や水は1週間分を用意しておきましょう。



避難行動要支援者登録制度の名簿登録

災害時に、自力で避難することが難しく支援を希望する「避難行動要支援者」の名簿を、平常時から地域や関係機関・団体に提供し、災害発生時の安否確認などに活用しています。登録は随時受け付けています。

なお、名簿に登録されている方のうち、地域支援団体への平常時からの名簿提供の同意について未回答の方へ、確認・更新の案内を9月1日㈫に発送します。10月30日(金)[消印有効]までに、同封の返信用封筒で、手続きに必要な提出書類を郵送してください。

避難行動要支援者名簿の対象	
対象	状態
在宅医療	人工呼吸器使用
要介護認定者	要介護3~5
身体障害者	下肢機能障害、移動機能障害、体幹機能障害、視覚障害、各1級・2級 呼吸器機能障害1級
知的障害者	愛の手帳1度・2度
難病患者等	難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている方
その他	上記以外で自ら情報の収集や避難行動が困難な方

問福祉総務課・内線1493

避難所で感染症を拡大させないために

避難所で新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを下げるために、次のことを意識しましょう。

「分散避難」は 感染症対策としても有効

在宅避難を含む「分散避難」は、避難者が集まる避難所での感染リスクを下げることにもつながります。災害の状況によって、臨機応変に避難先を選びましょう。



避難所には 衛生用品を持参

ご家庭の備蓄品に「マスク」「アルコール消毒液」「体温計」などの衛生用品をできるだけ含めておきましょう。避難所では、十分な数の衛生用品が確保できない可能性もあります。



基本的な対策の 徹底を

災害の規模などの条件によって、避難所は密集空間になる恐れがあります。基本的な感染症対策が大変重要です。

